

野志習

広報

NARASHINO

2017
平成29年
3/15
No.1364

新庁舎移転のお知らせ、 市役所の組織が変わります ……	2
「介護予防・日常生活支援 総合事業」が始まります ……	4
地区計画制度 ……	6
犬の登録・狂犬病予防注射／ 富士吉田青年の家主催事業 ……	7
自転車の運転マナー／口座振替 ……	8
お知らせBOX ……	9

便利さ

ステップ

アップ



本市の玄関口であるJR津田沼駅南口の駅前広場にエスカレーターと階段を設置し、2月19日からご利用できるようになっています。

幅1mの屋根付きエスカレーターは上り専用で、2階にある駅改札階とを結びます。

エコな自動運転システム搭載

一定時間内に利用者がいないときは運転を休止し、センサーが利用者を検知すると自動で運転を再開します。

問合せ 市街地整備課



オープニングセレモニー



いよいよ完成

新庁舎完成間近!!

問合せ
新庁舎等建設本部

新庁舎は4月末竣工を目指し、順調に進んでいます。

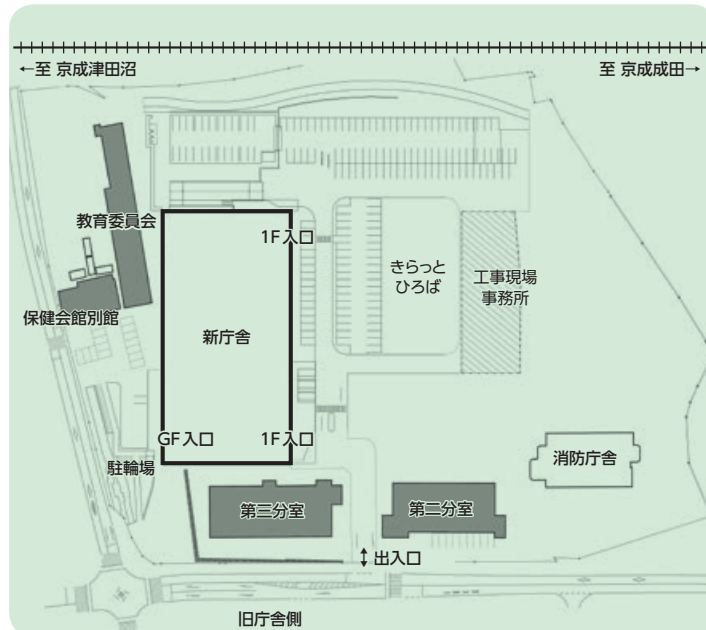
完成予想図



市庁舎概要

用 途 庁舎、土木作業員詰所、車庫、駐輪場、駐車場
新庁舎 階数 地下1階、地上6階
延べ面積18,241.33㎡

5月時点 敷地配置図



■ 新庁舎開庁後、教育委員会、保健会館別館、第二・第三分室の解体を行います。

新庁舎竣工式典および見学会を4月30日(日)に予定しております。詳細は「広報習志野4月15日号」でお知らせします。

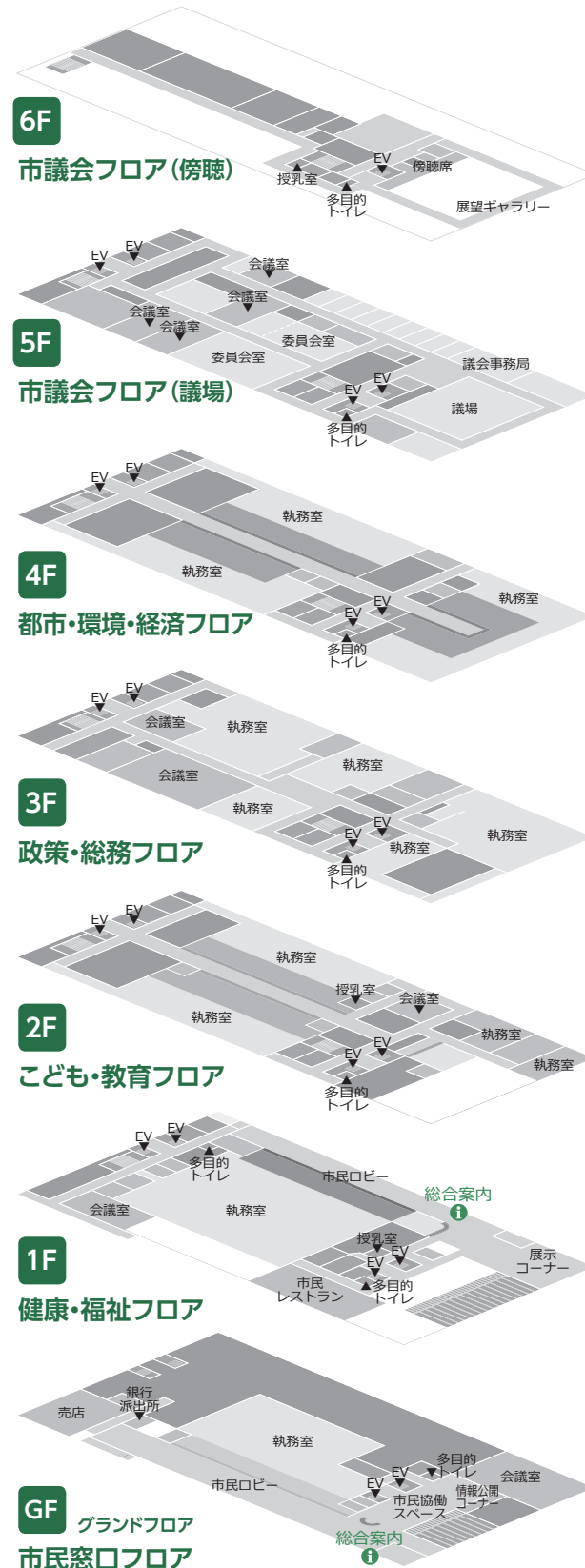
新庁舎移転のお知らせ

4月末の竣工後、市民の皆さんに多くご利用いただく窓口部署より、
順次新庁舎への移転を開始します。

※新庁舎での業務開始日前は現在の庁舎で業務をしています。

課 名	移転後	新庁舎での業務開始日
市民課	新庁舎GF	5月8日(月)
国保年金課		
税制課		
市民税課		
資産税課		
債権管理課		
会計課	新庁舎1F	5月8日(月)
健康福祉政策課		
健康支援課		
社会福祉課		
高齢者支援課		
生活相談課		
障がい福祉課	新庁舎2F	5月8日(月)
介護保険課		
こども政策課		
こども保育課		
子育て支援課		
教育総務課		
学校教育課	新庁舎3F	5月8日(月)
指導課		
選挙管理委員会事務局		
総合政策課		
財政課		
広報課		
秘書課	新庁舎5F	5月8日(月)
総務課		
危機管理課		
情報政策課		
議会事務局庶務課		
議会事務局議事課		

新庁舎GFとは地下1階の名称でグランドフロアの略です。



課 名	移転後	新庁舎での業務開始日
監査事務局	新庁舎2F	5月15日(月)
農業委員会事務局		
協働政策課	新庁舎4F	
産業振興課		
市民広聴課		
防犯安全課		
下水道課	企業局研修センター	5月22日(月)
社会教育課	新庁舎2F	
生涯スポーツ課		
青少年課		
青少年センター		
児童育成課	新庁舎3F	
人事課		
契約検査課	新庁舎4F	
資産管理課		
施設再生課	新庁舎4F	
都市政策課		
環境政策課		
都市計画課		
市街地整備課		
建築指導課		
道路課		
住宅課		
公園緑地課		5月29日(月)

※下水道課は企業局敷地内にある研修センターに移転します。
詳細は下水道課までお問い合わせください。
※男女共同参画センターおよび消費生活センターはこれまで通り
サンロード津田沼で業務します。

移転期間中は、
ご不便をおかけしますが、
何卒、ご理解・ご協力の程
よろしくお願いします。



4月1日から市役所の組織が変わります

問合せ 総合政策課

組織改編の主な内容は次のとおりです。

- 就学前児童から小学校就学児童への切れ目のない子育て支援体制の充実を図るため、こども部に「児童育成課」を新設し、生涯学習部青少年課から放課後児童会業務を移します。
- 包括的な子育て支援体制の充実を図るため、ひまわり発達相談センター、あじさい療育支援センターを健康福祉部からこども部へ移します。
- 交通政策の所管を一本化するため、コミュニティバスに係る業務を都市計画課から都市政策課へ移します。

手続き内容	新窓口	旧窓口
放課後児童会に関すること	こども部児童育成課(仮庁舎2階) ※移転後は新庁舎2階	生涯学習部青少年課(仮庁舎2階)
コミュニティバスに関すること	都市環境部都市政策課(第二分室1階) ※移転後は新庁舎4階	都市環境部都市計画課(第二分室1階)



住み慣れた地域で、 いつまでも元気でいきいきと ～「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります～

問合せ 高齢者支援課

介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)は、介護保険法の改正により新しく創設された制度です。高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的として、平成29年4月から開始します。

総合事業のポイント1

介護予防サービスの訪問介護と通所介護が総合事業に移行します。
これまで、要支援認定を受けた人が利用していた介護予防のサービスのうち「訪問介護(ヘルパーサービス)」と「通所介護(デイサービス)」は、今後は総合事業の介護予防・生活支援サービス事業として利用することになります。

これまでの制度

要支援1・2の人が利用できるサービス

介護予防サービス

- 訪問看護
- 訪問リハビリ、通所リハビリ
- 福祉用具貸与・購入
- 住宅改修、ショートステイ
- 訪問介護(ヘルパーサービス)
- 通所介護(デイサービス)

など

65歳以上の人利用できるサービス

介護予防事業

- 健康教育・出前講座
- 介護予防教室
- てんとうむし体操
- 高齢者相談員事業
- 配食安否確認サービス

など

平成29年4月からの制度

要支援1・2の人が利用できるサービス

介護予防サービス

- 訪問看護
- 訪問リハビリ、通所リハビリ
- 福祉用具貸与・購入
- 住宅改修、ショートステイ など



新 総合事業

要支援1・2の人、基本チェックリスト(注)を受けて生活機能の低下がみられた人が利用できるサービス

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- 通所型短期集中予防サービス
- 配食安否確認サービス

65歳以上の人利用できるサービス

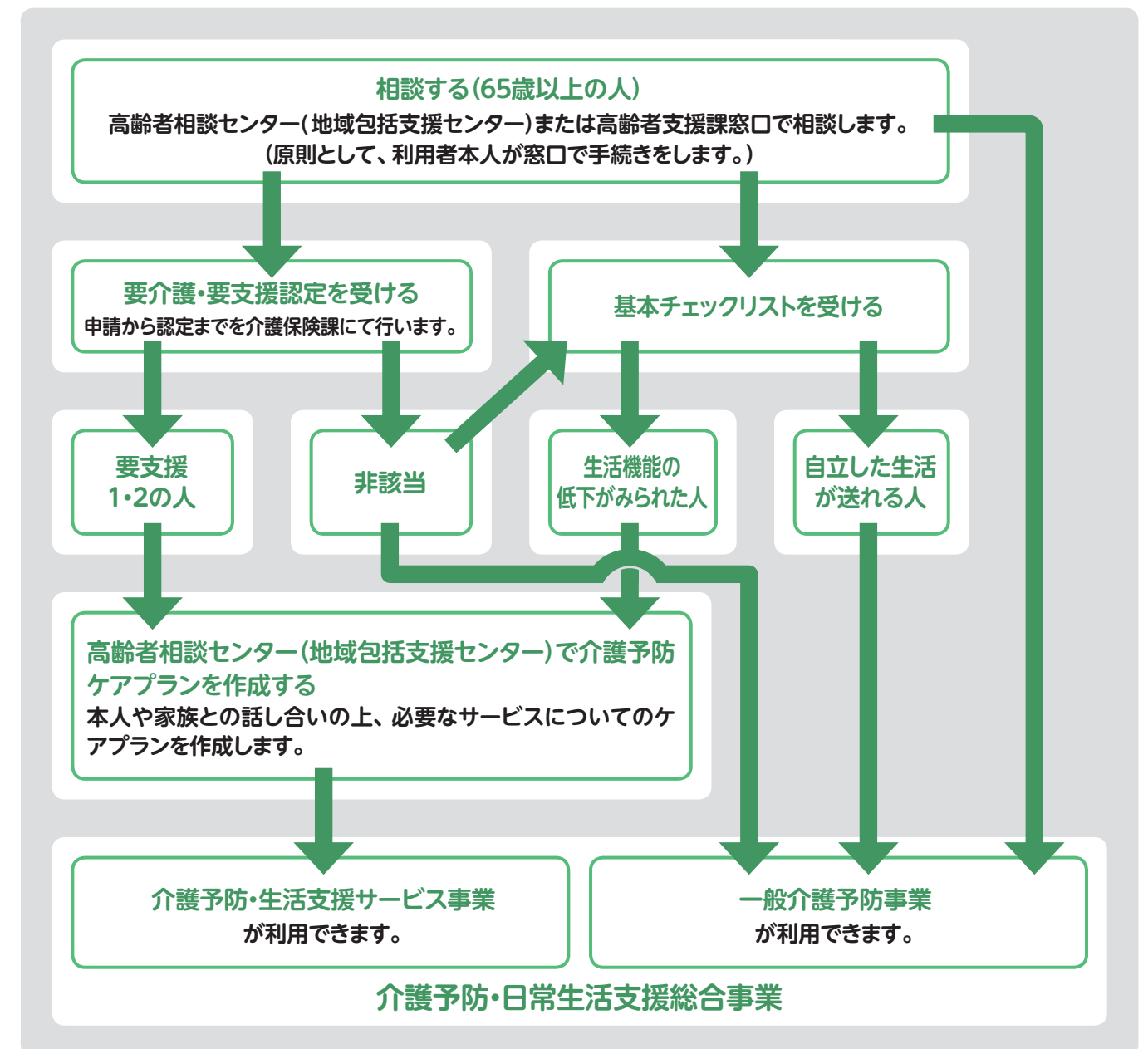
一般介護予防事業

これまでと同様の事業を、内容をさらに拡充して実施していきます。
※各種教室の募集は随時広報習志野および市ホームページに掲載します。

総合事業のポイント2

サービス利用までの流れが変わります。

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定を受けて利用する今までの流れに加え、基本チェックリスト(注)を受けてサービスを利用することもできるようになります。
一般介護予防事業は、65歳以上のすべての人が利用することができます。



(注)基本チェックリストとは?

基本チェックリストは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べるものです。基本チェックリストを受けた後でも要介護・要支援認定を申請することができます。



Q 現在要支援認定を受けている人は何が変わるの?

A 提供されるサービスの枠組みが変わる以外、大きな変更はありません。
要支援1・2の人が利用している介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護が総合事業として実施されます。
現在サービスを利用している人は、引き続き同じ内容のサービスを利用できます。自己負担額も変わりません。



Q 通所型短期集中予防サービスってどんなことをするの?

A 運動器の機能向上など、約3カ月間(週1～2回程度)集中して取り組む、日常生活動作の改善を目的とした通所型のサービスです。リハビリ専門職が、一人ひとりにあった効果的な運動プログラムを提案し、サービス利用後は地域の通いの場につなげることを支援します。



Q 要支援の認定を受けています。今使っているサービスはそのまま利用できますか? また、もう少しで更新の時期ですが、更新申請をしなくてはいけませんか?

A 現在、介護予防サービスの訪問介護・通所介護を利用している人は、認定期間満了まではそのままサービスを利用できます。また、認定更新後も要支援の認定を受けた場合は総合事業の訪問型サービス・通所型サービスとして、引き続き同じ内容のサービスを利用することができます。自己負担額も変わりません。
利用したいサービスが総合事業の訪問型サービス・通所型サービスのみの場合は、認定更新の申請の代わりに、基本チェックリストを受ける方法もあり、そこで生活機能の低下がみられた人はサービスを利用できます。



Q ヘルパーサービスやデイサービスの他、住宅改修や福祉用具貸与など介護予防サービスを一緒に受けたいのですが、基本チェックリストを受ければよいのですか?

A 介護予防サービスを希望する人は、要支援の認定を受ける必要があります。
要介護・要支援認定申請をしてください。

地区計画制度

住みよい“まち”にするために みんなでつくる オリジナルの“まち”

自分たちの地域に合ったまちをつくるには、どうしたらいいのでしょうか？
その手法の一つとして「地区計画制度」を紹介します。

問合せ
都市計画課

戸建て住宅を主体とした地区の例

地区計画ってなんですか？

皆さんの住んでいるまちでは、土地や建物などに関する最低限のルールが定められています。しかし、住民の皆さんのさまざまな意見に対し、これらのルールでは対応しきれない部分もあります。

「地区計画」は地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、良好な「まちづくり」を進めていく手法の一つです。

地区計画では、一定規模の「地区」を単位として、道路・公園などの配置や建築物に関する制限などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定めることで、それぞれの地区の良いところを守ったり、さらに良くしたり、問題点の改善ができます。

計画策定に際しては、住民が中心となり、その地区の合意形成を図りつつルールを決めます。

市内では
現在11地区で
「地区計画」を
定めています。

地区計画を定めているところ

地区計画で決められること

建物の建て方やまち並みに関して、次のようなルールが定められます。

●建物の用途の制限

地区にふさわしくない用途の建物の立地を防ぐことができます。

●建物の高さの最高限度

圧迫感をもたらすような極端に高い建物の立地防止や、通風・日照を確保できます。また建物の高さを揃えると、整ったまち並みをつくることができます。

●建物の壁の位置

建物の外壁の位置を道路や隣地から一定の距離を取ることで、空間を確保し、圧迫感を和らげるとともに、通風や日照の確保ができます。また、火災などの延焼防止効果も期待できます。

●建築物等の形態、色彩、意匠の制限

外壁や屋根の色や形を揃えると、まとまりのあるまち並みをつくることができます。

●敷地規模（敷地面積の最低限度など）

敷地分割による建物の密集を防止し、ゆとりあるまち並みをつくることができます。

●垣やさくの構造の制限

垣やさくの材料や形を決めます。例えば、塀を生垣にすることで、地震などの災害時における塀の倒壊を防ぎ、緑の多いまち並みをつくれます。

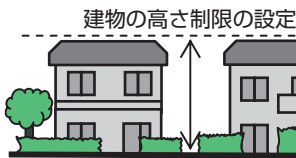
地区計画の例

地区のまちづくりの課題

住宅地

- 高層建物が建って日当たり等が悪くなるのを防ぎたい
- 統一感のあるまち並みにしたい
- まち並みにもっと緑が欲しい

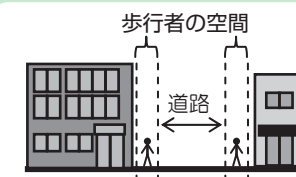
地区計画によるルールの例



- 建物の高さを制限したり、建物の用途は戸建て住宅のみ認める
- 外壁の色や屋根のデザインを揃える
- 塀を生垣にする

商業地

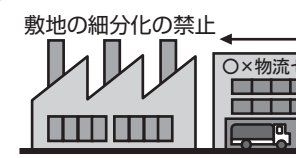
- 道路が狭く、買い物客が安心して歩けない
- 商店街の景観を良くしたい
- 商店街として、店舗の連続性を保つため、商業以外の建物などの混在を防ぎたい



- 建物や工作物の位置を決めて、歩行者の空間を確保する
- 外壁の色や屋根のデザインを揃える
- 1階部分の建物の用途は店舗などの業務施設のみ認める

工業地

- 敷地の細分化を防ぎたい
- 工場の操業環境を守るため他用途の建物との混在を防ぎたい



- 敷地面積の最低限度を決めて、現在の敷地の広さを維持する
- 建物の用途は工場や倉庫などの産業や業務施設のみ認める

犬の登録・狂犬病予防注射をお忘れなく

問合せ 環境政策課



登録は1回、転入・転出は届け出

狂犬病予防法により生後91日以上
の犬を飼い始めたら、登録をすることが義務付けられています。環境政策課で犬の登録手続きを行ってください。

【他市町村から転入される場合】

前住所地の犬の鑑札を持参してください。

【他市町村へ転出される場合】

本市の犬の鑑札を持参の上、転出先の市町村で手続きをしてください。

【死亡、行方不明、譲渡などにより犬がいなくなった場合】

必ずご連絡ください。

狂犬病予防注射は毎年1回

毎年1回狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。

定期集合注射を受けない場合は、動物病院で注射を受け、狂犬病予防注射済証（獣医師発行の注射済証明）を持参の上、環境政策課で注射済票の交付手続きを行ってください。

定期集合注射（右表参照）

●会場では注射と注射済票の交付が同時に行えます。

●登録済の飼い主には案内はがきを送付します。問診票を記入し、必ず持参してください。

●未登録の場合は、会場にて登録手続きができますので、直接お越しください。

●転入の場合、前住所地の犬の鑑札を持参しないと手続きはできません。

【集合注射に必要な費用】

1頭あたり 3,500円
(内訳) 注射料金2,950円＋注射済票交付手数料550円

※新規登録（未登録の犬）の場合、別途3,000円の手数料が掛かります。

【注意事項】

○4月23日(日)以外は駐車場がありません。車での来場はご遠慮ください。

○平日実施日の午前8時30分時点で小雨の場合は、環境政策課までお問い合わせください。

○実施途中から雨の場合、次の会場から中止し、中止会場分を翌週振替日に実施します。

○振替日も雨天の場合、再度の振り替えは行いません。

○4月23日(日)は、雨天でもテント等を使用し注射を行います。悪天候（ゲリラ豪雨など）の場合は中止することがあります。

○海外渡航の予定のある犬は、動物病院での予防注射をお願いします。

平成29年度 狂犬病予防定期集合注射日程表	
実施日 4月10日(月) 振替日17日(月)	
谷津公園(谷津バラ園前)	9:30～10:30
秋津1号児童公園(秋津1丁目)	11:00～11:30
袖ヶ浦4号児童遊園(袖ヶ浦1丁目)	13:00～13:30
谷津5丁目公園(谷津コミュニティセンター前広場)	14:00～14:50
実施日 4月11日(火) 振替日18日(火)	
本大久保1号児童公園(本大久保第二保育所脇)	9:30～10:20
花咲児童遊園(花咲1丁目)	10:50～11:30
天津児童遊園(屋敷3丁目)	13:00～13:40
しらかば公園(本大久保5丁目、県習志野健康福祉センター隣)	14:10～14:50
実施日 4月12日(水) 振替日19日(水)	
東習志野6丁目児童遊園	9:30～10:10
八幡公園(大久保4丁目、通称:かいがら公園)	10:40～11:30
本大久保1丁目児童遊園(通称:本大久保さんかく公園)	13:00～13:40
藤崎児童公園(藤崎保育所脇)	14:10～14:50
実施日 4月13日(木) 振替日20日(木)	
香澄近隣公園(香澄4丁目、通称:香澄ふれあい公園)	9:30～10:30
袖ヶ浦1号児童遊園(袖ヶ浦6丁目)	11:00～11:30
鷺沼3丁目児童公園(鷺沼霊堂前)	13:00～13:30
富士見公園(本大久保2丁目)	14:00～14:50
実施日 4月14日(金) 振替日21日(金)	
東習志野ふれあい広場(東習志野8丁目)	9:30～10:10
東習志野4丁目児童遊園(通称:東習さんかく公園)	10:40～11:30
若松公園(東習志野2丁目)	13:00～13:40
実籾本郷公園(実籾2丁目)	14:10～14:50
実施日 4月23日(日) 雨天実施	
旧庁舎脇駐車場(市役所前グラウンドは工事中の為、会場を変更しています。)	9:30～12:30



習志野市立
富士吉田
青年の家
平成29年度
主催事業のご案内

世界遺産 富士山 四季折々の姿に魅せられて

富士吉田青年の家では、市民の皆さんを対象に、四季折々の富士山麓の自然に触れる5つの催しを予定しています。ご家族やお友達同士、また個人での参加も大歓迎です。皆さんの参加を心よりお待ちしております。

主催事業の方針

1. 自然と人との共存理解
2. 健康増進
3. 家族・市民相互・異年齢のコミュニケーション
4. 学校週5日制対応事業

①春の自然を食べるつどい

5月13日(土)～14日(日)
1日 富士五湖周辺の自然観察(夕食:山菜の天ぷら)
2日 忍野村鳥居地峠で山菜採り

②サマーキャンプ入門編

7月15日(土)～17日(月)
1日 テント設営の実習と飯ごう炊さん(カレー作り)
2日 午前:御師の家旧外川家まで散策 午後:自由行動
3日 テント撤収の実習

③秋の野花を鑑賞するつどい

9月2日(土)～3日(日)
1日 河口湖町母の白滝散策
2日 北富士演習場内で花摘みと野点

④秋の自然を食べるつどい

10月14日(土)～15日(日)
1日 富士五湖周辺の自然散策(夕食:甲州名物ほうとう鍋)
2日 富士山麓でキノコ狩り体験

⑤紅葉探勝 in 樹海探検!!

11月4日(土)～5日(日)
1日 河口湖紅葉祭り見学
2日 鳴沢村三湖台から野鳥の森公園をハイキング

※各行事の内容は、天候・その他の状況によって変更する場合があります。なお、①の山菜、④のキノコについては、放射性セシウムの値が国の基準値を上回った場合、内容を一部変更します。

定員 50人(6グループ(家族)を超える場合は、男女別で相部屋、応募者が8人に満たない場合は中止)

宿泊 習志野市立富士吉田青年の家(現地集合(いずれも午後1時)・現地解散)

持ち物 寝間着・洗面用具

参加費 ①③④⑤は中学生まで7,125円、高校生7,210円、26歳未満7,525円、26歳以上7,635円(1泊3食、保険代、現地交通費含む)。②は1人6,000円(5食、保険代含む)。各開催日の約1カ月前に広報習志野で募集しますので、はがきで応募してください。

申込み 習志野市立富士吉田青年の家
〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田4443
☎0555(23)6853 FAX0555(24)2499

見直そう!自転車の運転マナー 問合せ 防犯安全課

交通ルールを守り、交通事故を防止しましょう!

自転車を利用する人へ

県では平成29年4月1日から「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(千葉県自転車条例)」が施行されます。交通ルールを守り、自転車を安全に利用しましょう。

千葉県自転車条例のポイント

- ヘルメットをかぶりましょう。
- 自転車も保険に加入しましょう。
- 夕方からライトを点灯しましょう。
- 車輪や衣服に反射材をつけましょう。
- 傘差し、スマホ・携帯操作、ヘッドホン等使用などの「ながら」運転は危険なのでやめましょう。

自動車を運転する人へ

自転車は車道走行が原則であるため、自動車で自転車を追い越す際は、自転車の動きに十分注意して、安全運転をしましょう。

自転車安全利用五則を守りましょう

①自転車は、車道が原則、歩道は例外

【罰則】3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

【例外】次の場合、歩道を走行できます。

- 歩道通行可の標識や路面表示などがある。
- 運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人である。
- 駐車車両などにより車道の走行に危険性がある。

②車道は左側を通行

【罰則】3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

③歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行

【罰則】2万円以下の罰金または科料

④安全ルールを守る

【罰則】飲酒運転 …… 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

- 二人乗り …… 2万円以下の罰金または科料
- 夜間の無灯火、傘差し、携帯電話・ヘッドホン等使用 …… 5万円以下の罰金

⑤子どもはヘルメットを着用

幼児・児童(13歳未満)の保護責任者は、幼児・児童に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

近年、高齢者の交通事故が多発しています

以下のことに気を付けてください。

◆歩行者の皆さんへ

- 道路を横断する際には、自宅の近所でもしっかり左右の安全確認を!
- 夕方以降の外出は「明るい色の服装」と「反射材」の着用を!

◆運転者の皆さんへ

- 車間距離を十分とって、慎重な運転を!
- 交差点では安全確認を忘れずに!
- 体調不良を感じたら無理せず運転を控えること!
- 高速道路の逆走や、アクセル・ブレーキの踏み間違いに注意!

TSマークを貼りましょう

TSマークとは、自転車安全整備店の看板のあるお店で自転車を点検・整備(有料)して、安全が確認された時に貼られるマークです。TSマークには賠償責任保険と傷害保険の2つがセットになった1年間の付帯保険が付いているので、もしもの時に安心です。保険の有効期限は、TSマークに記載されている点検・整備の年月日から1年間です。期限が来たら、また点検・整備を受けて更新ができます。TSマークは、自転車安全整備店であれば、自転車を買ったお店でなくても貼ることができます。TSマークについての詳細、市内のTSマーク取扱店などは下記までお問い合わせください。

財団法人 千葉県交通安全協会連合会 ☎043(271)8481 千葉県自転車軽自動車商協同組合 ☎043(266)3221

URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp/cycle/>



市税等の納付は 便利な口座振替をご利用ください

問合せ 税制課



市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料を納め忘れてしまうことはありませんか。納付が遅れると、延滞金の加算や滞納処分を受けることがあります。

口座振替の手続きを一度行うだけで、指定された口座から自動に引き落とされ、納め忘れや払い込みへ出掛ける手間がなくなります。

手続き方法

預貯金通帳、印鑑(通帳届け出印)を持参し、お手元の納付書などに記載してある金融機関でお申し込みください。申込書類は市内の金融機関に備え付けてあります。

口座振替の開始は、申込日から約2カ月後となりますので、お早めに申し込みください。

■平成29年度納期限一覧表 ※平成29年度分の納付書等は、第1期納期限の2週間前頃に発送します。

納期限	5/1	5/31	6/30	7/31	8/31	10/2	10/31	11/30	12/28	1/31	2/28	4/2
市県民税(普通徴収)	—	—	1期	—	2期	—	3期	—	—	4期	—	—
固定資産税・都市計画税	1期	—	—	2期	—	—	—	—	3期	—	4期	—
軽自動車税	—	全期	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国民健康保険料(普通徴収)	—	—	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	—	—	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	—
介護保険料(普通徴収)	—	—	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

お知らせBOX

市役所への問合せ ☎047(451)1151代

市役所への郵便物 〒275-8601

「習志野市役所〇〇課」で届きます



市役所から

平成29年度版「習志野市 家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」を全戸配布しました

届いていない人はご連絡ください。なお、公民館、図書館などの公共施設にも置いてあります。
問 クリーンセンター・クリーン推進課 ☎(453)5577

総合福祉センター内さくらの家・いすみの家の臨時休所

花の実園さくらまつりの開催に伴い、4月8日(土)は臨時休所します(市内循環送迎バスおよび芙蓉園発着の送迎バスは運行)。
問 高齢者支援課

液状化等被害住宅再建支援制度の申請期限は4月10日です

申請を予定している人は早めに手続きしてください。
問 危機管理課

土地・家屋価格等縦覧 帳簿の縦覧

固定資産税の納税者は、他の土地や家屋の価格と比較して自己の土地や家屋の評価が適正かどうか判断できるよう、土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。
問 学校教育課

習志野商工会議所創立30周年

記念式典・演奏会(出演:習志野高校吹奏楽部)

日時 5月13日(土) 開演 午後2時～(午後1時30分開場)

会場 習志野文化ホール 定員 800人

応募方法 はがきまたはFAX(氏名・住所・電話番号・希望人数(最大4人まで)を記入)で
〒275-0016 津田沼4-11-14 習志野商工会議所へ

応募締切 4月5日(水)(消印有効)先着順(当選ははがきに通知)

※詳細は習志野商工会議所ホームページ参照
問合せ 習志野商工会議所 ☎(452)6700 FAX(452)6744

お詫びと訂正

広報習志野2月15日号10ページ「相談」に掲載しました「県習志野健康福祉センターから」において「ピアサポート相談」の日を「3月21日(火)」と記載すべき箇所を「3月10日(金)」と記載しておりました。お詫びして訂正します。問 健康支援課

地震!この建物大丈夫?

地震被災後、市では建物を使用可能かどうか、応急的に判定するため「被災建築物応急危険度判定」を行います。調査結果により、そのまま家にいて良いか、避難所に避難すべきか等の判断材料になります(各種被災者支援を受けるために必要な「リ災証明」発行のための家屋被害調査とは異なります)。

問 建築指導課

市立図書館祝日開館日

3月20日(月祝)開館、3月21日(火)振替休館
問 大久保図書館 ☎(475)3213

講座・催し

谷津干潟自然観察センターから

費 入館料

所 問 谷津干潟自然観察センター

☎(454)8416

〈みんなの谷津干潟展2017〉

公募による風景写真や絵画などの展覧会

問 4月16日(日)まで

〈ミニ観察会〉

問 3月18日(土)～20日(月祝)・25日(土)・26日(日)各日午後1時30分～2時20分 定 各日20人

〈季節のあ～と「干潟流」ヨシ筆〉干潟のヨシを使った筆作り

問 3月18日(土)～20日(月祝)・25日(土)・26日(日)各日午後2時30分～3時10分 定 各日20人

各種救命講習

所 消防庁舎 対 市内在住・在勤・在学 対 各25人 持 筆記用具(e-ラーニング実技講習受講者は受講証明書)

申 各開催日の1週間前までに消防本部警防課へ

☎(452)1283

〈普通救命講習(成人)〉

成人の心肺蘇生法、AED等

問 4月19日(水)午後1時30分～4時30分、4月29日(土)午前9時～正午

〈普通救命講習(小児・乳児)〉

小児・乳児の心肺蘇生法、AED等

問 4月19日(水)午前10時～1時

〈e-ラーニング実技講習・再講習〉

成人の心肺蘇生法、AED等

問 4月9日(日)午前10時～正午

個人番号カードの臨時交付窓口は 3月31日までです 問合せ 市民課

個人番号カード臨時交付窓口・習志野市マイナンバーコールセンターは3月31日(金)をもって終了となります。

4月以降の個人番号カードの交付は、市役所市民課の窓口で行います。

3月20日(月祝)の収集について

【問合せ】クリーンセンター業務課 ☎(453)5374



3月20日(月)は祝日のため収集はお休みですが、以下の通り収集します。

燃えるごみの特別収集		
月・水・金曜日地区は通常通り収集します。		
燃えないごみの収集		
地 区	20日(月祝)	対 応
泉町	収集しません	22日(水)に振り替えます
大久保3・4丁目、屋敷	収集しません	24日(金)に振り替えます

※ごみは夜明けから午前8時までに出してください。

凡例
日日時
所場所・会場
対対象者
定定員(特に記載のないものは先着順)
費費用(特に記載のないものは無料)
持持ち物
申申込み
問問合せ

第五中学校吹奏楽部定期演奏会

日3月19日(日)午後1時30分～
(午後1時開場) 所習志野文化ホール
問第五中学校
☎(477) 6622

第一中学校管弦楽部定期演奏会

日3月20日(月)午後1時30分～
(午後1時開場) 所習志野文化ホール
問第一中学校
☎(472) 6165

第七中学校吹奏楽部定期演奏会

日3月20日(月)午後2時～(午後
1時30分開場) 持上履き
所問第七中学校
☎(451) 8151

子ども映画会

日3月28日(火)午前10時～11
時30分 所市民会館
問大久保公民館
☎(476) 3213

子どもがつくる子どもの
まち「ならしのこまち」

専用の通貨を使って遊びなが
ら金銭感覚を養う
日3月25日(土)午前10時～3時(予
備日26日) 所中央公園 対3歳～
小学生 定100人 費小学生500
円、未就学児200円 持昼食・敷物
申NPO法人ならしの子ども劇場
☎(451) 3676

精神障害者を身内に持つ
家族同士の情報交換会

日3月24日(金)午後1時30分～4時
所県習志野健康福祉センター
問習志野八千代心の健康を
守る会家族会事務局
☎(475) 5152

ふれあい健康講座
～運動で認知症を予防しよう!～

日3月24日(金)午後2時～3時
(受付午後1時30分～)
対習志野・船橋・千葉市在住
所問津田沼中央総合病院
☎(476) 5111

さくら広場「特別開園期間」

開園時間延長、ライトアップを実施
日4月1日(土)～10日(月)各日午
前10時～午後8時30分(入園
は午後8時まで、期間中無休)
所芝園1-5(車で の来場不可)
問さくら広場管理事務所
☎(454) 8739

ハミングさくらまつり

問さくらまつり実行委員会
☎(476) 3213
《前夜祭》
日4月1日(土)午後2時～9時
所大久保小学校前ハミングロード
《本まつり》
パレード、ステージイベント、
模擬店など

日4月2日(日)午前10時～4時30分

所大久保東小学校グラウンド、
大久保東小学校前ハミングロード
(予備日19日)

裁判ウォッチング

弁護士引率のもと、刑事裁判
の傍聴・解説、質疑応答
日4月10日(月)～14日(金)各日
午後0時40分～4時(予定)
所千葉県地方裁判所(千葉市)
※千葉県弁護士会館集合
定各日10人(申し込み多数の
場合抽選)
申3月24日(金)(必着)までに
往復はがき(希望日・住所・氏
名・年齢・電話番号を記入)で
〒260-0013千葉市中央区中
央4-13-9千葉県弁護士会裁
判ウォッチングC係へ
☎043(227) 8431

健康ボウリング教室

日3月23日(木)～4月27日(休)の①毎
週木曜日午前10時～1時 ②毎週
木曜日午後2時～5時(各6回)
所ラウンドワン習志野店 定各コー
ス30人 費各コース2,000円
申日本プロボウリング協会／鈴木
☎070(1273) 1916

なでしこ(女子)サッカー教室

日3月26日(日)午前10時～正午
(受付午前9時45分～) 所袖ケ
浦少年サッカー場 対小学生以
上の女性とその家族 費200円
申3月24日(金)までにFAXま
たはEメール(住所・氏名・年
齢・電話番号を記入)で習志野
ベイサイドスポーツクラブへ
☎(453) 1334
☎nbs2001@rio.odn.ne.jp

スポーツ振興協会から

申3月28日(火)(必着)までにス
ポーツ振興協会ホームページ
からの送信または往復はがき

NBSスポーツまつり

アトラクション、飲食物販売など
日3月18日(土)午前10時～3時
(予備日19日)

所秋津公園多目的広場

問習志野ベイサイドスポーツクラブ
☎(453) 1334(月・木曜日午前10
時～2時、土曜日午前9時～正午)

健康ボウリング教室

日3月23日(木)～4月27日(休)の①毎
週木曜日午前10時～1時 ②毎週
木曜日午後2時～5時(各6回)
所ラウンドワン習志野店 定各コー
ス30人 費各コース2,000円
申日本プロボウリング協会／鈴木
☎070(1273) 1916

なでしこ(女子)サッカー教室

日3月26日(日)午前10時～正午
(受付午前9時45分～) 所袖ケ
浦少年サッカー場 対小学生以
上の女性とその家族 費200円
申3月24日(金)までにFAXま
たはEメール(住所・氏名・年
齢・電話番号を記入)で習志野
ベイサイドスポーツクラブへ
☎(453) 1334
☎nbs2001@rio.odn.ne.jp

スポーツ振興協会から

申3月28日(火)(必着)までにス
ポーツ振興協会ホームページ
からの送信または往復はがき

(教室名・氏名(ふりがな)・住
所・電話番号・年齢(新学年)・性
別・テニス教室は保育の有無
を記入)で〒275-0021袖ケ浦
5-1-1スポーツ振興協会へ(1
通につき1人1教室)※きょう
だいはまとめて記入可(定員に
満たない場合、市外者は3月30
日(木)から窓口・電話受付開始)
※ソフトバレーボールフェスタ
は電話または窓口で申し込み
☎(452) 4380

窓口受付＝午前9時30分～
電話受付＝午前10時～

《硬式テニス教室》
基礎動作からゲームの進め方
までレベル別指導

日4月19日・26日、5月10日・
17日各水曜日午前11時～1時
(予備日5月24日・31日)※全4回

所実効テニスコート 対市内
在住・在勤・在学優先 定36人
(2歳～未就学児保育あり、定
員5人、1日250円) 費2,400円
持運動靴・ラケット(貸し出
しあり)

《かけっこ教室》

日4月20日・27日、5月11日・18日
各木曜日午後5時～6時30分(予
備日5月25日、6月1日)※全4回
所中央公園野球場 対市内在住・

在学の小学新1～6年生 定30人
費2,400円 持運動靴
《ソフトバレーボールフェスタ》
日4月29日(土) 開会式：午前9
時～ 所袖ケ浦体育館 対小学生
以上 定エンジョイの部(初級・
キッズ・ファミリー)・チャレ
ンジの部(中級以上) 各8チー
ム(1チーム8人まで) 費1チー
ム2,000円 持ホイッスル

市民大会(テニス)

申所定の申込用紙を次のテ
ニス連盟事務局へ
スポーツオーソリティ津田沼店
☎(403) 2111
スポーツデポ新習志野店
☎(453) 0522
グッド・アイ大久保店
☎(403) 2316

《シニア・ウィークデー・ダブ
ルス市民大会》
日4月7日(金)午前9時～5時
(小雨決行) 所秋津テニス
コート 対男子60歳・女子50
歳以上の市内在住・在勤およ
び市テニス連盟加盟クラブ員
費1人1,500円
申込期限＝4月1日(土)
《春季ダブルス・テニス市民大会》
日5月7日・14日・21日各日曜日
(予備日5月28日、6月4日)
所秋津・袖ケ浦テニスコート
対市内在住・在勤・在学およ
び市テニス連盟加盟クラブ員
(ペアのどちらかでも可)
費1ペア4,000円(連盟加盟ク

ラブ員は1ペア2,000円)
申込期限＝4月7日(金)
ジュニアテニス講習会
日4月8日～平成30年3月24
日の毎週土曜日午後2時30分
～5時(11～1月は午後2時～
4時30分) 所袖ケ浦西小学校
テニスコート 他 対市内在住
の小学新4～6年生 定男女各
10人(前年度受講生優先)
費6ヵ月6,000円
申3月22日(水)(消印有効)まで
に往復はがき(住所・氏名(ふ
りがな)・性別・学校名・新学
年・電話番号・保護者氏名を記
入)で〒275-0026谷津3-6-5
市テニス連盟 石川雅章へ
☎massie25@cocoa.plala.or.jp

習志野市内の
犯罪と
交通事故の
発生状況

平成29年1月末現在
(暫定値)

習志野警察署調べ

犯罪 (刑法犯)		
平成29年	累 計	前年同月比 増減
総 数	94件	△41件
空 き 巣	4件	△5件
自 動 車 盗	1件	△2件
オートバイ盗	0件	△6件
自 転 車 盗	23件	△8件
ひったくり	1件	1件
万 引 き	23件	10件
振り込め詐欺	2件	△1件
そ の 他	40件	△30件

交 通 事 故				
平成29年	1月	前月比 増減	累 計	前年同月比 増減
事 故 総 数	26件	△24件	26件	4件
負 傷 者	31人	△26人	31人	5人
死 者	1人	0人	1人	1人

STOP! 電話 de 詐欺 こんな手口が狙っている!
●還付金もらえます手口
●カバン失くした手口
●示談金必要手口
●会社の金使い込んだ手口

問合せ 習志野警察署 ☎(474) 0110

「自主防災組織」を結成しましょう!!

問合せ 危機管理課

ポイント
日ごろから
顔の見える
関係を!

「自主防災組織」って何をするの?

【災害時の主な活動】
○協力して初期消火、安否確認、救出救護を行う。
○情報を集め、地域の人たちに伝える。
○避難所開設、運営を担う。
【平常時の主な活動】
○防災資機材をそろえる。 ○地域で防災訓練を行う。
○住民の防災知識や意識を啓発する。

市では「自主防災組織」に対して助成を行っています。

【結成初年度の助成】
発電機、リヤカーなどの防災資機材を市が購入し、譲渡します。
(限度額20万円)
【結成翌年度からの助成】
活動に応じて助成金を交付します(世帯数×50円+3万円:上限6万円)。

消費生活
メモ

契約についての基礎知識

春は進学、就職、転勤など環
境が変わりやすい時期です。ア
パートを借りる、家電製品を買
う時など契約事が続きますの
で、契約の基本についてまとめ
ました。

1 契約の原則

法的な権利義務が発生する約
束を契約と言います。原則とし
て自分が結んだ契約に基づいた
権利があり、義務を負います。
例えば、お金を払う契約を守ら
なかった場合には売り手側は裁
判所に訴え、買い手側に対し支
払いや損害の賠償を命じてもら
うことができます。一度結んだ
契約は勝手にやめることはでき
ません。

2 契約は合意によって
成立します

契約は「売ります」「買いま
す」の合意があれば口約束で、
契約書がなくても成立します。
しかし、後にトラブルが生じた
時に契約書があれば重要な証
拠になります。契約書と書か
れていなくても、サインを求め
られた書類は契約の根拠にな
りますので、解約の条件を特に

3 未成年者、判断力の
不十分な人は条件付き
で守られます

未成年者が結んだ契約は、小
遣いの範囲を超え親の同意を
得ていない場合は取消ができま
す。法的な判断力が不十分な人
が結んだ契約は、成年後見制度
の利用が前提ですが、判断力の
段階に応じ、取消できます。

4 クーリング・オフで契約解除
できる場合があります

消費者が結んだ契約のうち、
訪問販売、電話勧誘販売、マル
チ商法などの契約の場合は、契
約後であってもクーリング・オ
フで契約解除ができます。

5 おかしいな、迷った、
不安だという時には

消費生活センターでは1件
1件異なる相談内容に合った
助言などを行っております。
迷った時はどのようなことが
あったのかメモを取り、そのま
まにせずにご相談ください。
なお、消費生活センターに似
た名称の事業者に相談してト
ラブルになるケースもありま
すので、不明点はお問い合わ
せください。

問合せ
消費生活センター
☎(451) 6999

凡例
日日時
所場所・会場
対対象者
定定員(特に記載のないものは先着順)
費費用(特に記載のないものは無料)
持持ち物
申申込み
問問合せ

募集

楽市フリーマーケット出店者

日 4月22日(出)・23日(出)各日午前10時～4時(雨天中止)
所 津田沼公園(モリシア前広場)
定 50区画(1区画2.5×2m)
費 2,000円(駐車場1日1台500円)
申 4月14日(金)(未登録の場合は3月30日(木)(必着)までに往復はがき(住所・氏名・電話番号・FAX番号・主な出品物(飲食除く)・出店希望日を記入)で〒275-0016 津田沼5-12-12市商店会連合会「楽市フリマ係」へ(要事前登録)
☎ (455) 1955

相談

県習志野健康福祉センターから

申 県習志野健康福祉センター
☎ (475) 5152
〈精神保健福祉相談〉
 精神疾患や心の健康について

精神科医が応相談

日所 4月4日(火)八千代市障害者福祉センター、4月11日(火)県習志野健康福祉センター
 各日午後2時～

〈ピアサポート相談〉

精神疾患による不安や悩み事について当事者が応相談

日 4月18日(火)午前9時15分～
所 県習志野健康福祉センター

その他

3月24日は世界結核デー

結核の初期症状は風邪とよく似ています。せき・たん・微熱・だるさ等が2週間以上続く場合は必ず医療機関を受診しましょう。また、職場や学校などの健診や市町村の結核健診の対象者は必ず受診し、早期発見・治療に努めましょう。

問 県習志野健康福祉センター
☎ (475) 5154

伝言板

※市内で定期的に活動するサークル等が掲載できるコーナーです。

※「なかに」は年度に1回のみ掲載できます。

おいでください(イベント)
 ※費用の記載のない場合は無料

■習志野シニアクラブ公開講座
 世界一質素な元大統領の言葉
 3月19日(日)午後1時30分～4時
 谷津公民館 200円
☎ (472) 8427 習志野シニアクラブ/島村
■詩吟の無料体験
 3月24日、4月14日・28日各金曜日午後1時～3時 芙蓉園
☎ (473) 5650 吟詠芙蓉クラブ/森分

■親子リトミックサークル体験会

4月26日(水)2・3才児:午前10時～、1才児:11時～ 市民プラザ久保
 子ども1人500円

☎ 090 (1994) 2995
 happyrito-kirakira@memoad.jp
 ハッピーリトミック/田崎

なかに(仲間募集)

※活動場所は予定

■ダンシング谷津(社交ダンス)

第1～3月曜日 午前9時30分～正午 谷津公民館 入会金1,500円 月2,500円
☎ (453) 8625 土谷

■習志野点字の会

毎週水曜日 午後1時30分～3時 菊田公民館 年1,000円
☎ (477) 5816 座間(受付午後6時～)

■袖ヶ浦剣道同好会スポーツ少年団

毎週水・金曜日 午後6時30分～8時
 袖ヶ浦西小学校 月2,000円
☎ (494) 0305 真崎

#09

習志野魅力探訪

Charm of Narashino

「ガス灯のあかり」

問合せ 広報課



市役所旧庁舎前の5灯式ガス灯

先日、第89回アカデミー賞の発表がありました。往年の名女優イングリッド・バーグマンは3度アカデミー主演女優賞に輝いていますが、はじめてオスカーを受賞したのは、霧が立ちこめるロンドンを舞台にした名作「ガス灯」(原題 Gaslight)です。

ガス灯のあかりは、どこか懐かしい気持ちにさせてくれます。発明されたのは1797年のイギリス。日本では明治5年、横浜の神奈川県庁前に設置されました。明治16年には鹿鳴館に設置され、「ロウソク1,000本の明るさ」として大きな評判を呼びました。当時は点火専門の職業があったそうです。

20世紀の初めに全盛期を迎えましたが、今でも主に街路灯として全国に約6,000基あり、市内にも4カ所に設置されています。旧庁舎前、企業局前、第2給水場内。そして、平成25年奏の社に設置された8基のガス灯は、アカシアをイメージした独特のデザインが人気です。

習志野市では企業局が市営ガスを運営しています。開業は昭和33年。前年に鷺沼で天然ガスの採掘に成功したことから始まりました。今では市内全域と船橋市の一部に供給しています。企業局は設置してから年数が経過したガスパイプの点検・更新に力を入れていて、平成27年には総務大臣、昨年は経済産業大臣から表彰されました。シティセールスコンセプトBOOKを作っているときに、「習志野市のガスは安い」ことをまちの魅力の一つとしてあげる人は多かったですが、安全・安心にも力を入れていて評価されているということも、まちの誇りであると思います。

「ガス灯」はモノクロームの作品でバーグマンの美しさが一層引き立っていると感じますが、モノクロの画面なのにガス灯が映るシーンではなぜか、ぼんやりと黄色い光が灯っているように見える気がします。不思議ですね。

日	曜	催物名	開演時間	入場方法
7	金	歌手生活45周年記念 天童よしみスペシャルコンサート	13:00	全席指定 7,560円
15	土	習志野市芸術文化協会 第33回芸術祭	12:30	全席自由 300円
16	日	春の祭典2017 アロハフェスティバル in 習志野	12:00	※両日共通券
23	日	習志野ウィンド・オーケストラ 第29回定期演奏会	13:30	全席自由 500円 ※当日200円増
30	日	東京バレエ劇場付属稲毛・二十世紀が丘 合同バレエ発表会	16:30	自由
《ギャラリー》 第33回芸術祭 アトリエ夢の木 作品展&チャリティバザー(磁器レースドール) 14日(金)～16日(日)10:00～16:30				
《4月の休館日》 10日月、24日月				

※2月15日号に掲載しました「習志野文化ホール3月 主な催物」において「19日(日)習志野市立第五中学校吹奏楽部 第23回定期演奏会」の開演時間を「13:30」と記載すべき箇所を「13:00」と記載しておりました。お詫びして訂正します。

■主催・問合せ/習志野文化ホール ☎ (479) 1212 〒275-0026 谷津1-16-1

習志野市
広報課

〒275-8601 習志野市鷺沼1-1-1
☎ 047 (451) 1151 (代)
FAX 047 (453) 9313
<http://www.city.narashino.lg.jp/>

市の人口

H29.2.1現在
 ※住民基本台帳
 に基づく

・総人口…171,881人 (168,933人)
 ・男……………85,935人 (84,398人)
 ・女……………85,946人 (84,535人)
 ・世帯数…77,326世帯 (75,393世帯)
 ※()内はH28.2.1時点

次号の予告

変更の場合あり

・市長所信表明
 ・平成29年度予算概要

他